

# 平安時代における刺繍用途の変遷

## —平安時代の文献の記述を基にして—

Change in the use of embroidery in the Heian Period

—Based on the description of documents in the Heian Period—

桜井彩・長崎巖

Aya SAKURAI, Iwao NAGASAKI

### 1. はじめに

刺繍とは、「広辞苑」にも「布地に糸で絵画や文様を縫い表すこと。また、そのもの。」<sup>1)</sup>と項目があげられているとおり、針などを用い、布地に糸を通し、あるいはかがって、自由に、また時には規則的に、絵画や模様を表現することである。それは、生地を縫い合わせ衣服などを作る裁縫とは区別される。「縫い合わせる」という行為は、人が人らしい生活を始めたその時から存在したと推測されるが、そこから、同じく針と糸をもって模様を表す刺繍が、装飾的

な意味として成り立ち、独立した技術として存在するようになったのはいつであったのだろうか。

日本における刺繍の歴史は飛鳥時代に始まったと言われている<sup>2)</sup>。中宮寺伝来の「天寿国繡帳」、法隆寺・東大寺伝来裂など残っている実物資料(表Ⅰ)、「日本書紀」、「大安寺資財帳」などの文献資料の記述から、日本における刺繍は仏教の伝来と時を共にして始まったことがわかる。

続いて遺物が多く見られるのは、鎌倉時代以降である(表Ⅱ)。巖島神社旧蔵の「大日如来像」

表Ⅰ - 飛鳥・奈良時代の実物資料

時代	製作年代	分類	作品名	種別	主な使用技法	当初の使用者	製作理由	所蔵
飛鳥	622	宗教	天寿国繡帳	繡帳	まつり繡	推古天皇	聖徳太子の死	中宮寺
飛鳥	699 頃	宗教	天人文様足裂	帯	両面逆針	法隆寺	金銅濯頂幡	藤田美術館
奈良	752	宗教	花壇鳥文刺繡裂	帳	刺し繡、傾繡、駒繡	東大寺	東大寺大仏開眼	正倉院
奈良	752	宗教	紫皮段文珠玉飾刺繡羅布殘欠	帯	刺し繡	東大寺	東大寺大仏開眼	正倉院
奈良	757	宗教	店花文襦袢	帯	刺し繡、まつり繡	東大寺	聖武天皇一周忌	根津美術館
奈良	757	宗教	店花文襦身	帯	刺し繡、駒繡	東大寺	聖武天皇一周忌	MOA 美術館
奈良	757	宗教	蓮花文襦袢	帯	刺し繡、駒繡	東大寺	聖武天皇一周忌	正倉院
奈良	757	宗教	宝相草文襦袢	帯	刺し繡、駒繡	東大寺	聖武天皇一周忌	正倉院
奈良	757	宗教	花樹孔雀文刺繡裂	帯	刺し繡	東大寺	聖武天皇一周忌	正倉院
奈良	799 頃	宗教	宝相草唐草文天蓋垂飾	垂飾	刺し繡、傾繡	東大寺		東京国立博物館
奈良(唐)	800 頃	宗教	獅子吼連珠門文裂	帯	傾繡			飯沼寺
奈良(唐)	800 頃	宗教	如来說法図(勸修寺繡帳)	繡帳	傾繡、相良	勸修寺		奈良国立博物館

表Ⅱ - 鎌倉時代以降の実物資料

時代	製作年代	分類	作品名	種別	主な使用技法	当初の使用者	製作理由	所蔵
鎌倉	13C	宗教	大日如来像	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり	嚴島神社		細身美術館
鎌倉	13C	宗教	不動明王二童子像	鑄仏	刺し鑄			浜松市
鎌倉	1323-1325	宗教	三昧耶幡	幡	刺し鑄、まつり、留鑄	兵主大社		奈良国立博物館
鎌倉	14C	宗教	種子阿弥登茶羅図	鑄仏	刺し鑄、留鑄、まつり、返し鑄			太山寺
鎌倉	14C	宗教	五髻文珠菩薩像	鑄仏	刺し鑄、半返し鑄、空糸			大和文庫館
鎌倉	14C	宗教	釈迦・阿弥陀二尊像	鑄仏	刺し鑄、留鑄、駒鑄、平鑄			個人
鎌倉	14C	宗教	阿弥陀三尊来迎図	鑄仏	刺し鑄、留鑄、返し鑄、まつり鑄			徳川美術館
鎌倉	14C	宗教	種子阿弥陀三尊像	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄	高野山極楽院		個人
鎌倉	14C	宗教	種子阿弥陀三尊像	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄			MOA 美術館
鎌倉	14C	宗教	法華経方便第二断簡	経文				個人
鎌倉～室町	14C	宗教	阿弥陀三尊来迎図	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄			中宮寺
鎌倉～室町	14C	宗教	阿弥陀三尊来迎図	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、駒鑄、留鑄	神光院		個人
鎌倉～室町	14C	宗教	阿弥陀三尊来迎図	鑄仏	刺し鑄、まつり			
鎌倉～室町	14C	宗教	種子阿弥陀三尊像	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄			個人
鎌倉～室町	14C	宗教	六字名号	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄	東寺常福地 (江戸初期)		宝鏡寺
鎌倉～室町	14C	宗教	八幡大菩薩神号	鑄仏	刺し鑄、平鑄、まつり、留鑄			個人

(細見美術館蔵)<sup>3)</sup>、兵主大社旧蔵の「三昧耶幡」(奈良国立博物館蔵)<sup>4)</sup>など、ここでも刺繍は仏教美術に多く用いられている。新たに始まった武士の時代にも、仏教を信仰し普及するための手段として、刺繍による仏画類が多く制作されていたと考えられる。

それではその間をつなぐ平安時代はどうか。すでに先達が述べているように、実物資料が少ないことから平安時代における刺繍についての先行研究は非常に限られている<sup>5)</sup>。しかし、その一方で、多くの古文獻に刺繍に関する記述が見られることから、刺繍がこの時代の人々の生活をいろいろな場面で彩ってきたであろうことが推測される。

そこで本稿では、現在作品がほとんどない現状に鑑み、主に平安時代に記された文献に見られる刺繍についての記述をもとに、平安時代に刺繍が人々にどのように認識されていたのか、また、この時代の刺繍がどのように変遷したのかを明らかにし、更にその実態を確認することとしたい。

## 2. 研究方法

平安時代は、記録(日記を含む)、物語が大きく発展した時代である。10世紀から11世紀にかけては特に日記の発生と流行がみられる。日記は、『日本書紀』『正倉院文書』の中に具中暦に書かれたものがまず現れ、『類聚符宣抄』弘仁12(821)年7月13日の条に「日記」という言葉が初めて見えることから、そのあたりを発端に、次第に記されるようになったと考えられる。寛平(889～898)・延喜(901～923)の頃にはその勢いは強くなり、官庁では内記日記・外記日記という形で、宮廷では殿上日記という形で、多く記録が残された。王朝文化が爛熟し、朝儀典礼が形式化したことで、故実や旧慣が重視され、その記録が必要に応じて残されたことがわかる<sup>6)</sup>。

物語も、9世紀後半から10世紀半ばに物語の祖と言われる『竹取物語』が成立し、その後、歌物語の発達とともに10～11世紀を中心として数多く出現した。『源氏物語』をはじめとする物語の中では、情緒豊かな表現で宮廷生活が華やかに描かれているが、刺繍についても生活

用品、衣裳に見られ、様々に描写されている。

このように10～11世紀にかけて、文学・記録の最盛期がおとずれ、当時の様子を詳しく伝えるものが多く産み出された。公家たちによる有職故実や日々の公務・私事の出来事の記録などである。また、女性たちによる宮廷生活を描いた様々な物語も多く現れた。貴族を中心としたものではあるが、公文書以外の様々な資料に、日々の生活が垣間見られる時代となったのである。

そこで、古文書、古記録、物語などの文学作品、その他の文献資料を利用し、刺繍に関わる語彙を拾い出し分析することで、平安時代における刺繍の実態を探り、その変遷を明らかにする。

### 3. 刺繍にかかわる言葉

「刺繍」という言葉は、中国では古くから使用されている言葉であり、王充(27年-1世紀末)の記した「論衡」程材篇<sup>7)</sup>には「齊都世刺繡、恆女無不能(成都では代々刺繡をするのでふつうの女はできない者が無い)」、「刺繡之師能縫帷裳(刺繡の師は、婦人の車の飾幕をも縫える)」といったように、人材の一例として刺繡をする人のことがあげられている<sup>8)</sup>。杜甫(721-770)の詩「小至詩」にも「冬至陽生春又來。刺繡五紋添弱線。」とあり、冬至を過ぎ、女工たちが刺繡の線を多く刺せるようになった、という一節を見ることが出来る<sup>9)</sup>。

また、その他にも「刺繡」と同義の「繡」という言葉があり、100～121年に成立した「説文解字」<sup>10)</sup>にすでにその項目が見られる。ここでは「繡、五采備也、从糸肅聲」<sup>11)</sup>と説明され、「繡」が五采(色彩)を備えるものであったことがわかる。

一方、日本においては、近代まで「刺繡」という語は用いられなかったが、平安時代中期の漢和辞典であり百科事典としても利用されていた「和名類聚抄」<sup>12)</sup>に、「繡」の項目が見られ、

繡 蔣飭切韻云繡繡以五色絲刺萬物形状也

と記載されている。「繡」を反切<sup>13)</sup>では「息又xyou」と発音し、訓では「沼無毛乃(ぬむもの)」とよみ、その内容は「五色の糸をもって万物の形状を刺す」と説明されている。江戸時代後期に成立した『和名類聚抄』の注釈書『箋注和名類聚抄』<sup>14)</sup>の「繡」の項目にも、

蔣飭切韻云、繡息又反韻無毛乃、〇惟古記云繡比毛乃、以五色絲刺萬物形状也

とあり、『日本書紀』推古天皇紀や『枕草子』に、「奴比毛乃(ぬひもの)」とあるのは、「奴无毛乃(ぬむもの)」の転化(なまり)であるとしている。

以上のことから、現代の刺繡、すなわち、「糸を用いて絵画・模様を表現すること」を意味する言葉は、平安時代には「沼無毛乃(ぬむもの)」「奴比毛乃(ぬひもの)」と呼ばれ、漢字の表記では「繡」の文字を用いていたことが確認できた。

そこで、平安時代に記された文献資料より「繡」「ぬひもの」に直接関連する語彙、及びその意味において刺繡に関わるものを拾い出す作業を行った。抽出した語彙は以下の通りである。

- (1) 「繡」及び、これと同義の「綉」「縫」「ぬひもの」「ぬふ」
- (2) 刺繡に使用される道具である「糸」「絲」「針」
- (3) 繡うという意味に置き換えられる「刺す」「置く」

その結果、186件の用例を確認することができた。(表Ⅲ)<sup>15)</sup>

平安時代に記された資料には、漢文体のものと和文体のものがあるが、いずれも

打敷白羅、繡春野松・桐・柏樹等

『御堂関白記』寛弘7(1010)年1月

表Ⅲ - 平安時代の文献資料にみられる刺繍

書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
1 正倉院文書	793	800	延暦 12.6.11	曝涼目録 / 東大寺使解 申曝涼香鬘等事 / (中略) / 繡線鞋 八兩	繡線鞋	鞋	衣服		東大寺
2 正倉院文書	811	800	弘仁 2.9.25	弘仁二年九月廿五日資材勘録 一卷 / (中略) / 圓履一面 但九寸一分、背繡綉、緋緒、納線繡綉。	繡線鞋	鞋	宗教		東大寺
3 正倉院文書	811	800	弘仁 2.9.25	弘仁二年九月廿五日資材勘録 一卷 / (中略) / 繡線鞋八兩 唐	繡線鞋	鞋	衣服		東大寺
4 顯祿三代格	815	800	弘仁 6.10.13	太政官符 / 今良御人【割注】男一人 女七人 染手二人【割注ここまで】 / 右件人等依(レ)染(二) 繡品后(口)で開いあり) 宮 御服(一)、直(二) 繡服寮(一)、省宜(三) 廣知預(二) 時服(一) / 弘仁六年十月十三日	染繡	皇后宮御服	衣服(女性)		皇后
5 文庫房墨畫	818	800		金繡羅衣盛啼瀟。銀莊縞帶日霞縞。	金繡	衣	衣服(女性)		姿(われ)
6 文徳実録	850	800	文徳天皇嘉祥 3.5.5	后尊多造(二) 寶備及繡文袷袴(一)。扇(二) 雲紗巧(一)。左右不(レ)知(二) 其意(一)、捷道(下二) 沙門惠尊(一) 泛(レ)海入唐(上)。以(二) 繡文袷袴(一)。	繡文	袷袴	宗教		沙門惠尊
7 本朝文粹	868	800	貞観 10.9.9	辨臣効(二) 邪對之響詞(一)也。於(レ)繡衣之子。謝(二) 曉夢於往時(一)	繡衣	衣	衣服		
8 安祥寺伽藍縁起資財帳	871	800	貞観 13.8.17	地蔵菩薩像重額【割注】繡【割注ここまで】(中略) / 繡服二條【割注】一條五丈二尺三寸、一條長八尺、唐、【割注ここまで】 / 繡襦八流【割注】六條長一丈二尺、二條長八尺四寸、唐、【割注ここまで】	繡	繡服、繡襦	宗教		安祥寺
9 菅家本草 菅家後集詩集	900	900		於是繡衣之子、謝(二) 曉夢於往時(一)、白眉之公、報(二) 秋晴於菊(一)。	繡衣	衣	衣服		
10 筑前國観音寺資財帳	905	900	延喜 5	繡襦式領 大同 4 年大破 今校	繡	繡襦式領	宗教		観音寺
11 上宮聖徳法王帝説	917	900	延喜 17 年以前	勳(二) 陸采女等(一)、造(二) 繡帽二級、繡紐	繡	繡帽、繡紐	宗教		
12 貞信公記	925	900	延長 3.8.23	又贈僧併給度者・布施、神(寢) 筆經(法華經)・繡仏(胎藏界内院曼荼羅) 甚希有也。	繡仏	曼荼羅	宗教		勤修寺
13 勤修寺文書	925	900	延長 3.8.23	延長三年八月廿三日 / 上(レ)供(二) 兼御手書法華經及繡曼荼羅於勤修寺(一)【割注】其經法華經、無量壽經、勸修賢經、心經、阿彌陀經、栴檀樹、以(二) 栴扇(一) 者(レ) 盛、樹道標用金字、金界水精輪、組帶標紙、給仁教法師助申。【割注ここまで】	繡	曼荼羅	宗教		勤修寺
14 勤修寺文書	925	900	延長 3.8.23	有(二) 緋羅繡覆唐組帶、地繡田金龍口勝芳繡幟。	繡	唐組帶	生活用品		勤修寺
15 延喜式	927	900		大儀 卽令(二) 袷草(一)、誓誓(二) 式禮冠(一)、深緋縷、繡襦袴、取單帶	繡	襦袴	衣服		
16 九塵	950	900	天歷 4.7.23	厨懸羅人左近少將伊伊依召參内、即爲勳令持色々給物別來、即令奏恐由、給繡、【割注】白狐細長一襦、袴一具【割注ここまで】、即以本家持人令供設御帳等、所給之物 / 御服 / (中略) / 御襦一具【割注】有根畫、加幅・金物等【割注ここまで】、御襦二面【割注】加繡緒并百畫等【割注ここまで】	繡	袴	生活用品		
17 後撰集	951	900		袴衣のたもとに鶴の形を繡ひて	繡ひて	袴衣	衣服	鶴	
18 内裏歌合 御記	960	900	天徳 4.3.30	沈ノ押物ノ花足、洩替ノ下机、花柳鳥ヲ繡ヒタル花文綾ノ覆ヒ、縷ノ袴ノ地敷。	繡ひ	覆い	生活用品	花柳鳥	右方
19 内裏歌合 殿上日記 (藏人日記)	960	900	天徳 4.3.30	其ノ覆ヒハ花紋綾ノ背未滿ニ柳ノ折枝之繡文ヲ加フ	繡文	覆い	生活用品	柳の折枝	右方
20 内裏歌合 仮名日記甲	960	900	天徳 4.3.3	州濱の覆ひ、苜き裾邊にて繡したり。打敷は、洩き縷の袴。	ぬひもの	覆い	生活用品		右方
21 内裏歌合 仮名日記乙	960	900	天徳 4.3.30	州濱は沈の机に蘇芳の足して、背村邊に柳の折枝を繡ひて、柳色の縷物の打敷したり	ぬひ	覆い	生活用品	柳の折枝	右方
22 内裏歌合 仮名日記丙	960	900	天徳 4.3.18	あきくちば薄物の覆ひに、柳・鳥の形を繡ひたり	ぬひ	覆い	生活用品	柳、鳥	右方
23 内裏歌合 御記	960	900	天徳 4.3.30	紫袴ノ押物ノ花足、蘇芳ノ下机、兼手ヲ繡ヒタル花文綾ノ覆ヒ、紫ノ袴ノ地敷。	繡ひ	覆い	生活用品	兼手	左方
24 内裏歌合 殿上日記 (藏人日記)	960	900	天徳 4.3.30	紫袴ノ机、蘇芳ノ下机、両ジ色ノ村邊ノ覆ヒニ兼手并ビ二種ノ花ノ折枝之繡文有リ。	繡文	覆い	生活用品	兼手圓の花の折枝	左方
25 内裏歌合 仮名日記甲	960	900	天徳 4.3.3	その左の歌の州濱の覆ひに、兼手を繡文したる歌。	ぬひもの	覆い	生活用品	兼手	左方
26 内裏歌合 仮名日記乙	960	900	天徳 4.3.30	覆るは蘇芳の村邊にて、藤の折枝を繡ひて、打敷は紫地の縷をしたる。	ぬひ	覆い	生活用品	藤の折枝	左方
27 内裏歌合 仮名日記乙	960	900	天徳 4.3.30	左方の州濱の覆ひに、兼手を繡文にしてぬへる歌。	ぬひもの	覆い	生活用品	兼手	左方
28 内裏歌合 仮名日記丙	960	900	天徳 4.3.18	足結の組、覆ひは藤の裾邊、兼手を繡物にしたり。	ぬひもの	覆い	生活用品	兼手	左方

平安時代における刺繍用途の変遷

	書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
29	政治要略	975	900	天延 3.2.25	就(レ)中賀茂石清水等臨時祭使陪從等所(レ)率從者。祭(レ)有(二)瀝岸(一)。所(レ)着衣袋。非(二)綾羅錦綺(一)其(左に●)不(左に●)(二)着用(一)。	錦織		衣服		
30	宇津保物語	980	900		尚侍の殿のは、瀝紫の糸毛に唐島くさらせ縫はせたまへり。	ぬはせ	牛車	生活用品	唐島 (外国の島)	尚侍の殿
31	宇津保物語	980	900		宮の御は二監に、雲だすき、秋の野の形を移し、薄、虫、鳥の形を色々に縫はせたまへり。	ぬはせ	牛車	生活用品	くもたすき、 秋の野 さつき、すす きむし、とり	女一宮
32	宇津保物語	980	900		いとなまめかしう、さまざまにおかしう、取にも唐草の形を縫はせたまり	ぬはせ	しりがひ	生活用品	唐草	女一宮
33	宇津保物語	980	900		下置も香の地に薄物置ねて、小鳥、蝶などを縫ひたり	ぬひ	下置	生活用品	ことり、てふ	女一宮
34	宇津保物語	980	900		戸口に朽葉の煙漙の几帳の縫物したる立てて	ぬいもの	几帳	生活用品		尚侍の女房
35	宇津保物語	980	900		藤芳の煙漙の持て出だして、絵描き、縫物したる、几帳ども、三十人の大人取り縫きて、	ぬい物	几帳	生活用品		大人の女房 30人
36	宇津保物語	980	900		また、いぬ宮の御方の人に、紫の煙漙に縫物して、唐組を紐にしたる三十人、	ぬい物	袷着	衣服 (女性)		いぬ宮付き の女房
37	宇津保物語	980	900		百五十石ばかりの船六つ、楳皮葺きの船具して、金銀、瑠璃に装束かれ、大きな高御を打ちつけ、帆手に上げて、白き糸を太き綱になひ、大いなる船給にて、船の生活用品に使ひ、すべて御座どもなども縫物などして、船六つに、船子二十人ばかり、担取四人、装束遊び、かたちを整へて、国々の愛顧ども、一つづつ御船の装束どもして奉りたるに、	ぬるもの	御座	生活用品		大宮、女御 その他
38	宇津保物語	980	900		三の宮取りたまひて、中納言にさしやりたまひつれば、唐の縫物の袋に入れたり。	ぬいもの	袋	生活用品	唐物	尚侍の殿
39	宇津保物語	980	900		南向きにおはすれば、南と西との間に、繻をくり物にしたる三尺の屏風、唐船の煙さしたる御座など、中納言殿の敷き置きたまへるものどもあり。	さしたる	御	生活用品		藤登
40	宇津保物語	980	900		【給指示】大人、重、居並みたり。あざやかなる装束ども、色々縫ひたり。	ぬいたり	装束	衣服 (女性)		大人の女房、 女室
41	皇太后位子墨表合	986	900	寛和 2.7.7	瑠璃の登に花挿したる臺の敷物に、筆手にて縫へる。	ぬへる	敷物	生活用品	筆手	左方
42	小右記	987	900	永延元 .4.29	廿九日、辛酉、早朝参院、奉為先后(藤原安子)被行法會、堂装束云々、鑊阿弥陀淨土曼陀羅・金泥法華經、自餘御登雜具云々、	繻	登茶繻	宗教		藤原安子
43	政治要略	988	900	永延 2.4.14	大政官符一應(レ)祭(下)副隨祭使多隨(二)歩卒儀從(一)着(中)・用綾羅錦綺衣袴(上)事【割注】永延四ヶ條内【割注ここまで】右儀從之法。前立(二)品秩(一)。儀約之儀。唐時(二)數制(一)。而頃年之間。隨祭使等、或隨(二)數多之歩卒(一)。衣袴費(二)綾羅(一)。或列(二)七八之重儀(一)。服用防(二)錦織(一)。	錦織	服	衣服		祭使の重儀
44	政治要略	990	900	永許 2.4.1	右辨官【割注】下院非連使【割注ここまで】雜事二箇條狀(□で囲みあり)定(二)使【改改祭使】一典侍車并前庭敷(一)事右年条件使典侍前庭不(レ)少。後車亦多。服(二)錦織(一)而半透。装(二)繻織(一)而	繻織	袷	衣服		祭使の典侍、 前庭
45	政治要略	1000	1000		衣服令云。服色。白黄丹紫羅芳緋紅質襷襦袴。【割注】襦。襷者三染襷也。羅兩者紫色之登淺者也【割注ここまで】。緋紺羅桑質襷衣襷襦袴如(レ)此之屬。紫色以下。各兼得(レ)服(レ)之。【割注】襦。假令著(レ)紫之人。兼得(レ)服(二)藤芳以下紫色(一)之類。此條包爲(二)男女(一)立(レ)制。【割注ここまで】	染織		不明		總者
46	東寺百合文書	1000	1000	長保 2.11.26	一北室藏納置焼失物等 / 仏具 / 金堂講堂大佛州六流 同天蓋(中略) / 大金鼓二口 即塔流屋二果 經鼓一面 縫物大幡一流 灌頂足五流 / 陸園末守公映	縫物	大幡	宗教		東寺
47	枕草子	1001	1000		むつかしげなるもの 縫い物の裏	ぬひもの		不明		
48	政治要略	1002	1000		衣服令云。(中略)並位襷加(二)繻襦(□で囲み有)襦。	繻	襦襦	衣服		
49	政治要略	1002	1000		又儀制令云。(中略)若任(二)六位以下官(一)者礼服則不(レ)加(二)繻襦襦(一)。可(レ)加(二)繻襦襦。	繻	襦襦	衣服		
50	御堂関白記	1004	1000	寛弘 1.2.5	中宮(彰子)二服、唐綾青緋文織、	文織		不明		中宮彰子
50'	御堂関白記	1004	1000	寛弘 1.2.5	中宮(彰子)二服、唐綾青緋文織、	文織		不明		中宮彰子
50''	御堂関白記	1004	1000	寛弘 1.2.5	中宮(彰子)二服、唐綾青緋文織、	文織		不明		中宮彰子
51	小右記	1005	1000	寛弘 2.3.8	啓事由、左府於御前令舞求子、【割注】舞人地招袴、所々袴蓋香蓋突、以金銀・繻織・金織等文飾、或有五重綾羅袴等、事突不可取云々【割注ここまで】、舞了舞人・陪從給後、上達部以下履從上下	金織	袴	衣服		求子舞人

	書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
52	政治要略	1005	1000	寛弘 2.10.19	暗成 (二) 千花錦織之帳 (一)。	錦織	帳	生活用品	千花	
53	本朝文粹	1005	1000	寛弘 2.10.19	暗成 (二) 千花錦織之帳 (一)。	錦織	帳	衣服 (女性)	千花	
54	紫式部日記	1008	1000	寛弘 5.9.11	人々の局々には、大きやかなる袋、包ども持てちがひ、唐衣のぬひ物、袷ひきむすび、纏紐、ぬひ物、けしからぬまでして、ひきかくし、「扇をもてこぬかな」など、いひかはしつづ、けそうじつくるふ。	ぬい物	唐衣、袋	衣服 (女性)		女房
55	紫式部日記	1008	1000	寛弘 5.9.11	腰はうすもの、唐草をぬひたり。少将の君は、秋の草むら、鐘、扇などを、白銀してつくりかかやかしたり。	ぬい	腰	衣服 (女性)	唐草	女房
56	紫式部日記	1008	1000	寛弘 5.9.15	大式部のおもとの袋、唐衣、小塩山の小松原をぬひたるさま、いとおかし。大式部は陸奥の守の寮、殿の宜目よ。	ぬいたる	唐衣	衣服 (女性)	小塩山の 小松原	女房
57	紫式部日記	1008	1000	寛弘 5.9.15	弁の内侍の、袋に白銀の洲浜、扇をたてたるしぎま、めずらし。袋のぬひ物も、松が枝のよはひをあらそはせる心ばへ、かどかどし。	ぬひ物	袋	衣服 (女性)	松がえの影	女房
58	紫式部日記	1008	1000	寛弘 5	袋、唐衣のぬひ物をばさるごにて、袖口におきぐちをし、袋のぬひ目に白銀の糸を伏組のやうにし、	ぬい物	唐衣、袋	衣服 (女性)	伏組	女房
59	栄花物語	1008	1000	寛弘 5.9.11	若き人々は襦物、纏紐など、袖口に置口をし、銀の左右の糸して伏組し、よろづにし懸ぎ合へり。	ぬひ物	袷束	衣服 (女性)		女房
60	源氏物語	1008	1000		迹の折敷四つ、紫櫛の高坪、藤の斑漣の打敷に折枝懸ひたり。	ぬひ	打敷	生活用品	折枝	
61	源氏物語	1008	1000		間屋よりさとはづれ出でたる旅姿どもの、いろいろの櫛のつきづきしき襦物、括り染のさまもさる方にをかしう見ゆ。	ぬいもの	袴衣	衣服		大臣 (光源氏) 一行
62	紫式部日記	1009	1000	寛弘 6	上におなじ色の圓紋の五重、桂、葡萄染の浮紋のかたぎの紋を纏りたる、纏ひさまへかどかどし。	ぬひさま		衣服 (女性)		女房
63	御堂関白記	1010	1000	寛弘 7.1.15	十五日、乙丑、犬宮御五十日、(中略) 其後供御膳、傳膳陪、打敷白纏、纏着野松・桐・柏樹等、	纏	打敷	生活用品	春野松、 桐、柏樹	敦良 (後朱雀天皇)
63'	御堂関白記	1010	1000	寛弘 7.1.15	(裏書) 十五日、其後供御膳、傳膳陪 (藤原道綱) し、打 (× 白) 敷白纏、纏着野松・桐・柏樹等、	纏	打敷	生活用品	春野松、 桐、柏樹	敦良 (後朱雀天皇)
64	小右記	1011	1000	寛弘 8.9.16	今日將監仲直 (身人部) 持来左兵衛・右衛 [兵部] 符 [府] 旗、足置線等儀也、曾符 [府] 大儀障具納倉焼亡忌焼失、借傍符 [府] 之御仗、爲本令御 [注] 虎符事 [注] ことまで、但左兵衛符 [府] 置總纏有左虎符御書者、見件統置年俣耳、	纏	腰紐	生活用品		右近衛侍
65	御堂関白記	1016	1000	長和 5.1.17	十七日、壬戌、(中略) 候内藏寮御即位鏡具焼亡一 (之方) 次第以焼了、就中執御々等破損、爲取持来、見之破損有其数、本置襦物也	襦物	圓 (きぬがさ)	生活用品		後一条天皇
66	小右記	1017	1000	寛仁元 .9.21	廿一日、丙辰、地廻袴腰 [割注] 唐、象腰、藤村漣 [割注] ことまで [割注] 平) 光令纏、今日持来、給定額 今日親王出宮内省、被親東河、入野宮、上邊邸前邸、大納言俊賢 [割注] 皇太后宮大夫 [割注] ことまで … (中略) … 見物若云、衝風向給河原云、、浪路用侍買門大路云、明日大殿被参石清水之御人袴、[割注] 地廻、唐袴、久々り、置組、腰象腰、纏袴、染藤村漣、三重袴、[割注] ことまで [割注] 貴臣以右衛門權佐御書之、	纏	袴	衣服	菊	石清水之御人
67	栄花物語	1021	1000	治安元	妙法一条の經典、文字ごとく空しかるべからず、綾羅、錦織、黄金、珠玉の飾りたまへる衣の裏に、一葉の珠を懸けたまひつ、決定して二世の大願相叶はじや。	錦織	衣	衣服 (女性)		例え
68	小右記	1021	1000	治安元 .10.29	祭使右近衛權中將長寮從高院院立、関白所住、送廻袴、々腰纏、重袴三倍	纏	袴	衣服		春日祭使
69	小右記	1021	1000	治安元 .12.5	五日、乙巳、宰相云、昨日関白日下参會御堂、念仏僧等袷束、綾羅錦織以之爲衣裳、上邊邸直衣太以鮮明、未有如此者、	錦織	僧等袷束	宗教		僧
70	大鏡	1022	1000	治安 2.7.14	获の襦物の三重纏の御唐衣に、秋の野を襦物にし、袷にも描かれたるにやとぞ、目もとどろきて見たまへし。	ぬひもの	袋	衣服 (女性)	秋の野	中宮 (威子)
71	栄花物語	1023	1000	治安 3.10.13	色色の襦物、袋、唐袴など、すべて色をかへ、手をつくしたり。袖口には紐、黄金の置口、襦物、纏紐をしたり。御几帳とも色々さまざまなり。	ぬいもの(西:ひ)	袖口	衣服 (女性)		女房
72	栄花物語	1023	1000	治安 3	かくて透らせたまひて、御しつらひを御覧すれば、藤の漣の襦物の御几帳に、折枝を纏ひたり。	ぬひ	几帳	生活用品	折枝	几帳
73	小右記	1024	1000	万寿元 .4.17	夜宰相来云、参拜門 (道長)、御被見物、中宮權大夫座信御俣御車後、関白同被見物… (中略) … 今日皇親来改訂、以唐白綾 [爲出袴、昨馬脚 (即) 瀧口等若親懸錦袴衣・袴口 (等) 云々、] 王法滅盡、嗚而無益、山介 (城脱力) 重方 (茨田) 於見物所傳聞脱衣給之、	錦織	袴衣	衣服		寶賢隨身
74	栄花物語	1028	1000	万寿 5.1.22	御法事は正月にせさせたまふれば、夜を昼によりょうづいそがせたまる。御仏は極楽浄土きに纏仏にさせたまふ。	ぬひ仏		宗教	纏仏	道長

平安時代における刺繍用途の変遷

	書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者	
75	栄花物語	1030	1000	長元 3.4.1	その日の儀式有様など、いへばおろかなり。昔紅に葡萄染の袷袴、柳の唐衣、色落されたるは二重織物、ただの人々は給着き、織物し、えもいはず挑みつしたり。	ぬひもの	唐衣	衣服 (女性)		女房	
76	栄花物語	1031	1000	長元 4.9.26	あるは直衣・袴、あまは狩衣袴東いひやる方なきに、織物、打物、錦、織物など、心ごころにめでたくをかしく見ゆるほどに、	ぬひ物	狩衣	衣服		殿上人、上達部	
77	小右記	1031	1000	長元 4.9.25	廿五日、庚午、今日女院参給八幡・住吉・天王寺、多爲遊樂状、万人遊樂、世以爲奇〔奇〕、扈從上下狩衣衣袷、色々折花唐鏡羅成五六重、其積織二倍文織物、下衣等不知何種、隨身袷東不懂羅法、似冠王威、	織	積	衣服		扈從	
78	小右記	1031	1000	長元 4.9.25	今日御幸作法日無所據、上下之人樂數日之間、袷東數重、改色折花、羅不羅羅羅織、或上達部着毛羅、以金銀爲袷、未見其〔未カ〕聞事也、	錦織		衣服			
79	栄花物語	1033	1000	長元 6.4	かへさには、村瀬にて、袴、袷袴も、袷、唐衣も薄物にて、文には金をし織物どもをし、心ごころに繪などかきたれば、涼しげになまめかしろをかし。	ぬひ物	唐衣、袷	衣服 (女性)		女房	
80	栄花物語	1035	1000	長元 8.5.15	殿人袷織二藍のうつくしき取りひろげ敷くを見れば、紫の浮線織に背き象眼をつけて伊勢の海といふ僧馬寮を筆手に織ひたり。	ぬひ	打敷	生活用品	琴手 (伊勢海さいばら)	左方	
81	関白左大臣頼通歌合	1035	1000	長元 8.5.16	繪色源頼實狀 (二) 地敷 (一) 【割注】 三重ノ杜若色ノ浮線織、象眼ヲ以ツテ裏ト爲シ、其ノ上二重ネテ筆手ヲ縫フ。其ノ裏二重ヲ以ツテ文ヲ織ハム 【割注ここまで】 割 (二) 附下 (一)	縫う	地敷	生活用品	琴手	左方	
82	栄花物語	1037	1000	長慶元 .12.13	御殿などは、殿より奉らせたまへり。葡萄染の二重織物、単は打ちたる、白き文を据えたり。紺は紅梅、背きに梅の折枝を織物にもし、織にも織たり。	ぬひもの	御殿の袷筋紐	生活用品	梅の折枝	御台台	
83	栄花物語	1046	1000	承承元 .7.10	色落されぬは金して織物し、繪かき、織物など、いみじうもの狂ほしきまでしつしたり。筋道り、口置き、袴の附きに金して、織物にも打袴をしたる人もあり。その心ばへある歌を織物にもしたり。	ぬひ物	袴	衣服 (女性)	心ばへある歌	女房	
84	栄花物語	1049	1000	承承 4.11.9	中宮の女房まで、紅葉を織りつしたり。打物、織物、村瀬など心々にいとおかし、薄物に打ちたるを遣かしたるも、織物し、銀の水遣り、紅葉の散り交ひたるなど、いとおかしくなまめかし。	ぬひ物	薄物に遣かしたる袷	衣服 (女性)	紅葉	女房	
85	栄花物語	1050	1000	承承 5.3.15	女房は、袴ともに、萌黄の打ちたる、山吹の二重織物の袷袴、藤の唐衣、萌黄の袷に給着き、織物し、織物し、口置など、目もあやに、「心ゆきて」などいふ歌を、金の具のちひさきを廻りて、歌給にて袴の突きこぼれたるかたをかきたり。	ぬひ物	袷	衣服 (女性)		女房	
86	皇后宮寛子春秋歌合仮名日記	1050	1000	天西 4.4.30	われもわれもとおなじ様に、袷衣・袷・唐衣、みな二重織物、文に秋の古き歌を、心に織りつけられて、織文を筆手に背き、鏡の池を寫し、大壺川・嵐の山を繪に描きて、	ぬひもの	袷、唐衣	衣服 (女性)	琴手	女房	
87	前麗景殿女御延子歌給合	1050	1000	承承 5.4.26	打敷、霞霞の浮線織に、卯花を織ひたり。	ぬひ	打敷	生活用品	卯花	左方	
88	前麗景殿女御延子歌給合	1050	1000	承承 5.4.26	打敷、二藍の象眼に、白き文を織ひたり。	ぬひ	打敷	生活用品	白き文	右方	
89	前麗景殿女御延子歌給合	1050	1000	承承 5.4.26	打敷、深緑の象眼に織ひものしたり。	ぬひもの	打敷	生活用品		右方	
90	古今著聞集	1050	1000	承承 5.4.26	打敷霞霞のふせんれうに卯の花を織たりけり。	ぬひ	打敷	生活用品	卯の花	左方	
91	古今著聞集	1050	1000	承承 5.4.26	打敷ふかみとりのさうかに織物をしたり	織物	打敷	生活用品		右方	
92	本朝鏡文粹	1059	1000	康平 2.2.6	菊岡 (二) 楚馬之衣 (一) 織。	織	衣	衣服			
93	栄花物語	1062	1000	康平 5.9.7	浮線織の袷、唐衣、象眼薄物など金して廻りたるに、菊の折枝、松など織ひたるいとおかし。織物の袷袴なれど唐衣、袷などは多くは象眼薄物などをしたり。織物は厚く、織物は絵かきもなかなかわるればなるべし。	ぬひぬひ物	袷袴、唐衣、袷	衣服 (女性)	菊の折枝、松	女房	
94	狭衣物語	1070	1000		同じ色の袴の袷袴、藤の浮線織の唐衣、「松にとのみ」織ひ物にしたり。	織ひもの	唐衣	衣服 (女性)	歌「松のとのみも」	女房	
95	狭衣物語	1070	1000		袷は、背き海獣の浮線織に、沈の岩立て、黄金の砂に、白織の波寄せて、没れる松の深緑の心きぞ、織ひ物にしたりける	織ひ物	袷	衣服 (女性)	波しぶきに濡れた松	女房	
96	本朝鏡文粹	1083	1000	承保 3.2.27	錦織織屏之下。	錦織織屏	屏風	生活用品			
97	鏡拾遺	1086	1000		かつ四つの集 (万葉・古今・律撰、拾遺) は阿ぬものごとくにてころ海よりもふかし	ぬもの		不明		例え	
98	栄花物語	1088	1000	寛治 2.4.21	浮線織の袷袴に繪かき織物し、錦の袴を着、習ひつくすべくもあらず。	ぬひ物	袷袴	衣服 (女性)		女房	

番号	書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
99	中右記	1088	1000	寛治 2.11.11	「中將殿春日使」十一日、雨下、午後天晴、今日春日解使立、中將(藤原忠實)殿於東三條【割注】束帯【割注ここまで】、令出立給、未幾許事給、有三獻、一獻、(中略)從御宮(皇子内親王)并姫宮(令子内親王)被獻招待。【割注】紅打重袴、綾羅綿(錦弓)纏、芙蓉過登也。不給御人、還立之日又給近友・敦季也。【割注ここまで】	錦纏	袴	衣服		近友・敦季
100	玉莖	1090	1000	寛治 4.11.5	後二條院(藤原師通)寛治四年十一月十五日、八幡御幸日若給云々、而予所以之平緒纏(二)紅紫(一)、近代々給吉事日頗可(二)用意(一)、仍不(レ)用(レ)之、	纏	平緒	平緒	紅葉	
101	後二条師通記	1090	1000	寛治 4.11.29	馬御藤芳打衣也、殿下蘭菊染下襪、紺地平緒、菊形纏物、金作纏地御脚云々、	纏物	平緒	平緒	菊形	
102	後二条師通記	1092	1000	寛治 6.5.15	雨降、史來云、廿日百盛仁王會科發統、令染纏而可遣之由所申也者、承了、	染纏	袷袢	宗教		
103	中右記	1093	1000	寛治 7.3.21	廿一日、天晴、辰刻人々參集之後有還御、申四點若御六條殿、【割注】其路如昨日、女院又御見物、【割注ここまで】兩日已無風雨降、定知有神感之、(中略)招待院宮動之、仍金銀纏頭過登矣、	金銀纏	招待	衣服		
104	後二条師通記	1093	1000	寛治 7.3.20	殿下御櫻伊金作紐、甘地孔雀纏也、	纏	平緒	平緒	孔雀	殿下
105	後二条師通記	1093	1000	寛治 7.3.20	中納言歌冬纏物下襪、袖(稱八)木下袴、甘地纏物也、帶野豆、	纏物	平緒	平緒	橘	中納言
106	筑前国姫世尊寺寶財帳案	1094	1000	嘉保 1	嘉保元年寶藏寶録日記。一見在。(中略)ノ第七條。 (中略)ノ錢錢帛袋。ノ前條云。入(二)瓜透纏纏(一)。寛治六年相云。今後同前。ノ今後。(中略)ノ第十三條纏。(中略)ノ綿交纏重帯糸以玉符束也。全。ノ今後。	纏	錢袋	宗教		
107	中右記	1096	1000	永長 1.2.20	廿日、前大僧正覺円今日申座、是牛車立旨之後申座也、前座八十人、童子等徒來、唐物錦纏、芙蓉無極、増誓法務以下僧七人連車座、	錦纏	童子徒來	衣服		童子
108	中右記	1096	1000	永長 1.2.10	今日大殿御脚【割注】纏綿、紺地緒、鷄孔雀、打下襪【割注ここまで】	纏	緒	平緒	孔雀	大殿(師實)
109	中右記	1096	1000	永長 1.2.23	人々徒來芙蓉過登、女房打出、金銀纏綿・珠玉・錦等不可記盡、今日遣僧、依兩脚止登樂也、	錦纏	打出	衣服(女性)		女房
110	中右記	1096	1000	永長 1.7.12	明月之前人々因院參御前、【割注】紅汗取、押銀短文、指貫、冠上以宮蓋爲笠指山鳥尾、若人々此外風流、錦纏作花、或淺羅、或赤鞋、【割注ここまで】	錦纏	袋束	衣服	花	御前に參る人々
111	中右記	1096	1000	永長 1.7.13	袋束、一袋衣、大口、冠上扇扇共爲笠指山鳥尾、此中風流金銀纏綿、或以唐錦爲袴、不可記盡、	錦纏	袴	衣服		田樂を見物する人々
112	後二条師通記	1096	1000	永長 1.2.23	女院御方西方也、女房打出纏綿照耀、	纏綿	打出	衣服(女性)		女房
113	宇治拾遺物語	1101	1100		「藤左衛門は錦をき給ひつ、酒兵衛殿はゆひものをして、金の文をつけて」など語る。	ゆひもの	狩衣	衣服		酒兵衛殿
114	中右記	1102	1100	康和 4.3.20	青海波二人【割注】通季・宗徳、【割注ここまで】若貴打平袴【割注】以銀押浪形・海潮・波文等、【割注ここまで】舞細綿、紺緒【地祝力】、【割注】紺水文等【割注ここまで】	纏	緒	平緒	水文	青海波衣袋
115	中右記	1104	1100	長治 1.4.17	殿下出給【割注】北面、御下置衣付支、有文御帶、袴纏地纏綿細綿、紫淡(絳)緒、【割注】鷄孔雀【割注ここまで】承保三年殿前御賀祝節例也	纏	緒	平緒	孔雀	殿下(藤原忠實)
116	殿座	1104	1100	長治 1.4.17	余袋束重帯キノシタカ七子、四ハヒ、ウキ文ウエノハカ丁ウエノ袴ウラ、ウチアコメ、ヒトヘキヌ、皆紅色、御年來故殿(藤原師實)・宇治殿(藤原賴通)令若給御脚、平緒紫淡(絳)平緒、同故殿令若給、鷄孔雀、車横御	纏	平緒	平緒	孔雀	余(藤原忠實)
117	中右記	1105	1100	長治 2.4.15	小舎人座二人、【割注】白浮羅縠、纏物色々文、藤芳打衣、【割注ここまで】	纏物	打衣	衣服	色々	小舎人座
118	中右記	1105	1100	長治 2.4.17	殿下出御對南面【割注】藤芳下襪、袴纏地纏綿細綿、紫淡(絳)緒、【割注】鷄孔雀、【割注ここまで】有文帶、【割注ここまで】上置部若殿、	纏	緒	平緒	孔雀	
119	中右記	1105	1100	長治 2.12.25	令申座給、有文帶、袴纏地纏綿細綿、【割注】孔雀、【割注ここまで】紫淡(絳)緒、【割注】纏千鳥・四、【割注ここまで】前座、	纏	緒	平緒	千鳥・鷄	忠實
120	殿座	1105	1100	長治 2.12.25	今日袋束、(中略)平緒、【割注】紫淡纏物、松折枝千鳥、初纏之、但松折枝鷄・千鳥相文方ヲ爲上、【割注ここまで】	纏物纏	平緒	平緒	松折枝、千鳥、孔雀	忠實
121	中右記	1106	1100	嘉承 1.4.24	小舎人座八人、(二重纏物狩衣袴、以白糸纏丸文、藤花結花付之、紅打衣、下緒、出衣	纏	狩衣袴	衣服	丸文(白糸)	小舎人座
122	中右記	1106	1100	嘉承 1.4.24	手組、【割注】青色、以紫糸纏丸文、二重下襪、紫淡下襪袴、【割注ここまで】	纏		衣服	丸文(黄色)	手組
123	中右記	1106	1100	嘉承 1.4.24	雛色、藤藤芳狩衣袴、瀟打衣、以色々糸纏丸文、	纏	打衣	衣服	丸文(色々糸)	雛色
124	中右記	1106	1100	嘉承 1.4.24	取物薄敷冬瀟敷冬衣、同纏丸文、【割注】竹衣打、【割注ここまで】牛頭座、	纏	衣	衣服		雛色

平安時代における刺繍用途の変遷

	書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
125	中右記	1106	1100	嘉承 1.4.24	牛飼置、(赤衣、吹冬打、以賀糸種) 草、(海威、青絲)、笠、(花樹・時鳥、寄袖)	鶴	赤衣	衣服	吹冬	牛飼置
126	中右記	1106	1100	嘉承 1.12.17	袷衣如常、孔雀細細、紫額細、鶴孔雀、賀院時被着用御細云々	鶴	緒	平緒	孔雀	忠通
127	殿歴	1107	1100	嘉承 2.4.16	藍色四人、【割注】吹冬狩衣・袴、【割注】鶴吹冬折袴、【割注】こまで 葡萄染打衣、青屋、一人忍久子(下毛野)、【割注】右府生、【割注】こまで 一人公種子、【割注】余隨身、右府生、【割注】こまで 一人安久子、【割注】右番兵、【割注】こまで 一人教皇子(下毛野)、【割注】故殿、左府生(隨身脱力) 【割注】こまで 【割注】こまで	鶴	狩衣	衣服	吹冬	藍色
128	殿歴	1108	1100	天仁 1.10.21	女御代 一車、【割注】寄赤車、【割注】こまで (中略) 并指四人、青鹿鹿色衣、【割注】鶴黄色露文、藤芳末濃袴、葡萄染打草半袴・下駄、吹冬打拍、青屋衣、額袋、布帯、伊知比屋巾、在取物等 【割注】こまで	鶴	褐衣	衣服	黄色露文	手振
129	中右記	1108	1100	天仁 1.11.1	春日祭使、殿下中将殿令勤 仕給、(…) 布衣四位五人、(…) 袷衣綾羅錦、過急無極、或着打拍買、或以構風流、人罵耳目	鶴	袷衣	衣服		
130	中右記	1108	1100	嘉承 3.4.24	二藍織物狩衣、袴以白糸種 丸文藤花、結花付之、紅打衣、下給出衣	鶴	狩衣	衣服		
131	殿歴	1109	1100	天仁 2.4.26	今日袷衣ヒヘキの下駄、半臂、自餘如常、(中略) 隨身四人、【割注】冠袴衣、二藍狩袴、【割注】鶴山吹丸文 【割注】こまで 紅打拍、自餘如常、【割注】こまで	鶴	狩袴	衣服	山吹丸文	隨身
132	殿歴	1109	1100	天仁 2.9.6	今日上皇御幸高陽院亭、御覽鏡馬、馬場御袷衣儀、母屋座并賣子敷御座、母屋座上敷唐綺 【割注】青集縹露文、縹目有平組、【割注】こまで	鶴	座上敷	生活用品	露文	
133	殿歴	1109	1100	天仁 2.9.6	其上敷御座一枚 【割注】以白糸種之、以紫糸種文 【割注】こまで	鶴	上敷御座	生活用品	文(紫糸)	
134	殿歴	1109	1100	天仁 2.10.22	習行讓半比・下駄、御車副八人足、例袴衣縹露文	鶴	褐衣	衣服	露文	御車副
135	中右記	1112	1100	天永 3.2.6	今夕殿下中納言殿渡御東三桑、(…) 人々袷衣英履過 是、或錦織、或畫縷、或打拍買者、(…) 或作花鳥形也、各之風流不可勝計	鶴	袷衣	衣服		
136	劔抄	1115	1100	永久 3.2.9	鳩平緒様々。/ 永久三二九内大臣一忠通一押買、紫鳩平緒縹縷。	鶴	鳩平緒	平緒	鶴	忠通
137	殿歴	1115	1100	永久 3.9.21	未冠 上皇(白河法皇) 入御自北面西門(中略) 半部御車、【割注】御下座、在禮物、【割注】こまで	鶴	半部御車・下座	生活用品		
138	劔抄	1115	1100	永久 3.2	紺地平緒様々。(中略) / 同三二期服。新大納言紺地平緒。孔雀縹縷。		平緒	平緒	孔雀縹縷	
139	朝野群載	1116	1100	永久 4.7.12	新制立旨七箇条 / 太政官府 檢非違使 / 雜事渡閤使 / (中略) / 一 鶴織。二 重織物衣服。一切不(レ)可 (二) 着用 (一) 事	鶴	衣服	衣服		
140	劔抄	1116	1100	永久 4.1.1	紺地平緒様々。/ 永久四正一。殿下 【割注】忠實 【割注】こまで 紺地平緒。以 (二) 白絲 (一) 縷 (二) 括結 (一) 也。	鶴	平緒	平緒	白鳥、兼手、梅丸文	忠實
141	朝野群載	1116	1100		自獻 (二) 千金縷縹縷衣 (一)	金縷縹縷衣		衣服		
142	朝野群載	1116	1100		以 (二) 鶴縷 (一) 為 (レ) 衣。	鶴	衣	衣服		
143	朝野群載	1116	1100		若 (二) 帽子 (一) 縷 (二) 桶襖 (一)。	鶴	桶襖	衣服		
144	御産部類記	1119	1100	元永 2.6.2	両面數丈文薄物、有下給、以白糸種小鳥等、	鶴	面敷	生活用品	小鳥	
145	劔抄	1122	1100	保安 3.2	紺地平緒様々。(中略) 保安三二期服。殿下 【割注】忠通 【割注】こまで 紺地平緒。縹白鳥許也。	鶴	平緒	平緒	白鳥	忠通
146	劔抄	1123	1100	保安 4.3.3	鳩平緒様々。(中略) / 保安四三三期開白 【割注】忠通 【割注】こまで 萬機縹縷 (レ) 下。紫鳩平緒縹松枝千鳥相交也。		鳩平緒	平緒	松枝	忠通
147	劔抄	1123	1100	保安 4.10.15	鳩平緒様々。(中略) / 保安四十五大嘗會御座、攝政 【割注】忠通 【割注】こまで 平緒紫縷。縹賀鳳凰。	鶴	平緒	平緒	賀鳳凰	忠通
148	劔抄	1123	1100	保安 4.3.11	紺地平緒様々。(中略) 保安四三十一期開白令(レ)賜 (二) 隨身 (一) 之兼申(レ)慶。紺地平緒。縷 (二) 兼手 (一)。	鶴	平緒	平緒	兼手	
149	中右記	1129	1100	大治 4.1.1	右大臣・安忠・又於 (二) 敷政門内 (一) 若 (レ) 祝・御刺代紫染縷以 (二) 糸 (一) 縷 (二) 鳳凰 (一) 也。	鶴	平緒	平緒	鳳凰	
150	本朝統文粹	1130	1100	大治 5.1	俄思 (二) 鶴縷於賀臣之衣 (一)。	鶴		衣服		
151	本朝統文粹	1132	1100	天承 2.1.20	則披 (二) 鶴縷於何時 (一)。	鶴		不明		
152	本朝統文粹	1135	1100	保延 1.7.27	文縷寄袖。傷女功者也。	文縷		不明		
153	劔抄	1136	1100	保延 2.12.9	鳩平緒様々。(中略) / 保延二十二九任大臣、【割注】季治、【割注】こまで 紫縷平緒。【割注】孔雀。別當也。【割注】こまで		平緒	平緒	孔雀	

書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者	
154	勘抄	1136	1100	保延 2.12.13	紺地平緒様々。(中略)保延二十二十三宇治左府【 <small>【</small> 註 <small>】</small> 于時内大臣。【註ここまで】慶申。紺地平緒。繡(二)梅丸文(一)。	繡	平緒	平緒	梅丸文	
155	勘抄	1138	1100	保延 4.11.23	紺平緒様々。(中略)保延四十一廿三字治左府菊座。雄白菊。紫紺平緒。繡松鶴千鳥など。	繡	紺平緒	平緒	松鶴千鳥	
156	勘抄	1138	1100	保延 4.2.3	紺平緒様々。(中略)保延四二二春日祭。宇治丞相上殿。紫紺質風平緒。		紺平緒	平緒	質風	
157	勘抄	1141	1100	永治 1.10	紫糸毛草(中略)永治元十御親。(中略)紫糸巻簾【註】有(レ)繡【註ここまで】	繡	下置簾	生活用品	ふせぐみ	
158	勘抄	1151	1100	仁平 1.1.26	紺平緒様々。(中略)仁平元正廿六内大臣大嘗。【註】宇治。【註ここまで】紫紺質風平緒		平緒	平緒	質風	
159	勘抄	1156	1100	保元元 .7	青綾【註】或稱(二)櫻枝(一)刺段東夏草(一)【註ここまで】/四五月此用(レ)之。繡(二)紫玉(一)、最勝講出居袴用(レ)之云々、或繡(二)卯花燕等(一)、或繡(二)花楓羅漢(一)、又繡(二)貧乳雀々唐花(一)、保元元七、相模殿、或配日、出居次袴、或寄袴下履、青綾平緒云云、	繡	平緒	平緒	紫玉 卯花燕 花楓羅漢 貧乳雀々唐花	
160	勘抄	1157	1100	保元 2.11.8	鈍色 隙間之時用(レ)之、重服之人同用(レ)之、但無(レ)縫歌、保元二十一廿八、中山配日、重服平緒鈍色納帖(レ)之、目(二)普通平緒(一)八三許分袷帖(レ)之、無(二)櫻井繡(一)、	繡	平緒	平緒	無	
161	勘抄	1158	1100	保元 3.6.9	寄袴羅(中略)同筋。七月或配日。出居等或寄袴羅。青綾平緒。竹書書祝二五廿三居講。通成朝臣【註】歳十六【註ここまで】着(二)寄袴羅平寄下重(一)。其色濃ハナヤカ也。【註】地薄物【註ここまで】襪綾平緒。【註】繡卯花【註ここまで】	繡	平緒	平緒	卯花	通成朝臣一歳十六一
162	徳園院殿殿殿東抄	1161	1100	應保元	火色竹篋下履事。【註】二條【註ここまで】應保元年二月十日中山【註】虫取【註ここまで】内府配云。加伊藤八幡(二)火色(一)。其體、而ハ紅打。裏ハ如(二)紅草(一)、中座ハ紅色ヲハスル也。不(二)地重(一)、只中へヲ羅テ縫也。而故【註】家忠【註ここまで】内府公ノ殿へ。隨弓之時紅打三重ヲ重テ着(レ)之。件日留瀬之阿爾羅見吾云々。	繡		不明		
163	勘抄	1167	1100	仁安 2	舞人用(二)紺地平緒古物(一)事/仁安二殿配日。大納言殿仰日。汝可(レ)用(二)巻有紺地平緒(一)。近代人々用(二)紫羅平緒(一)。不(レ)知(二)故實(一)也。繡(一)小鳥。小草。竹胡(一)平緒也。	繡	平緒	平緒	小鳥、小草、竹胡	
164	勘抄	1167	1100	仁安 2.1	紅梅地【註】刺段東紫草【註ここまで】多者隨弓臨時寄、著(二)火色下履(一)之人用(レ)之、繡(二)遠山小松等(一)、寛喜【註】後堀河【註ここまで】臨時寄為(二)尊号(一)、当时右府【註】實氏公【註ここまで】着(二)火色下履(一)、用(二)此平緒(一)、其色外濃薄ナル程ヲ染味、件平緒繡(二)遠山(一)、仁安二正、隨弓、右大将【註】藤原頼【註ここまで】紅梅地平緒【註】繡(二)白梅(一)【註ここまで】	繡、繡	平緒	平緒	遠山小松 遠山 白梅	
165	たまきはる	1173	1100	承安 3.10	女房四十人、みな藤芳村邊に装着、唐衣、裳の履みなおなじ村邊なり。装着、唐衣には花結びの履物、置き物、金を延べ、箱を押しなどし合ひたりき。	ぬいもの	装着、唐衣	衣服(女性)	女房	
166	たまきはる	1173	1100	承安 3.10	局局の纏仕、袖、打衣、帷子に纏物、上、型木にさまざまの風流をして、なべては二人づゝありき。	ぬい物	帷子	衣服(女性)	纏仕	
167	たまきはる	1173	1100	承安 3.10	懸籠ち、括り、さらにも言はず、袋にも纏物をし、金をさえ延べてつけなどしたりき。	ぬいもの	袋	衣服(女性)	纏仕	
168	たまきはる	1176	1100	安元 2	金、錦など制と聞こえしかど、身を始めて、破りたる人々多かりき。匂ひ尽くし、みな村邊、みな染め付け、みな籠、みな唐綾、置き物、纏物。籠の鳥摺り、籠の袋、唐衣、袴、さまざまの心見えて、けしからざりし。	ぬいもの	重ね袴	衣服(女性)	女房	
169	たまきはる	1176	1100	安元 2	中の日の袋、唐衣ばかりなりし日は、さながら浮組綾、纏物などの袋の女どもを、笠の障り花織り浮かし、籠、纏物の袋、唐衣などにも笠の歌、袴などを衣の襟、唐衣、裳の腰に、いかにせんと置き纏い、金にてもし、木を打ちなど、心に袴、小袖、扇などで、たゞ春の花、珍しき清らなる色みしを、人にまさらんと心を尽くしたりし。	ききぬひ	衣の襟 唐衣 裳の腰	衣服(女性)	笠の歌、袴	女房
170	たまきはる	1176	1100	安元 2	わが身の事ばかり、例のおぼゆれば、をこましかれど、一人をもこまかに書かば、これより事ぞきたる人もなかりしかば、推し置られなん。(中略)三日、衣、打衣、装着、袋、唐衣に装、青きにて二重纏物、定に籠の丸を纏う。纏を何にも結びて行く。紐も羅、唐綾の三小袖、文みな鳥。	ぬい	唐衣	衣服(女性)	籠の丸	徳御前(女房)
171	とりかえばや物語	1180	1100		浮組綾のところで秋の草をつくして纏ひたる指貫に、尿花色の象印の柄に紅の打ちたる脱ぎかけて、光を放ち、はなばなとめでたく、ただ今羅袂の迎へありて霞の與寄せたりともなほどどまりて見まほしき御有様なり。	ぬい	指貫袴	衣服	秋の草を 尽くし	中納言(女)

平安時代における刺繍用途の変遷

書名	西暦	年代	記述年月日	本文	表記	物	分類	模様	使用者
172 平家物語	1184	1100	寿永 3.3.7	三位の中符の其日の装束には、かちにしろう着なる糸をもって群千鳥ゆうたる直垂	ゆう	直垂	衣服	千鳥	
173 平家物語	1184	1100	元暦元 .2.9	鏡裏に四めうたる直垂に、荷貫句の翹翹て、銀形うつたる甲の結しめ、こがねづくりの太刀をはき、	ゆう	直垂	衣服	鶴	教盛
174 平家物語	1186	1100	文治 2.4.20 ころ	さしも本朝、漢土の妙なるたぐひ数をつくして、絳羅錦織の粧もさながら夢になりけり。	錦織	御衣	衣服		法皇の乳母の娘、阿波の内侍
175 筋抄	1192	1100		宿老人用(二)紫平緒(一)例。/建久三正一拝礼。中山【割注】忠親【割注ここまで】内大臣。【割注】紫纒。縫貫孔雀。【割注ここまで】関白。【割注】紫纒平緒【割注ここまで】	縫	平緒	平緒	貫孔雀	中山忠親内大臣
176 政治要略	1001	800	長保 3. 閏 12.8 or 元慶 9.1.16	鎌者不(レ)在(二) 踏限(一)。	鎌者		不明		
177 筋抄	不明			紫纒【割注】刺装束紫革【割注ここまで】 鎌不(レ)定、孔雀、尾長鳥、竹、桐、鳳凰、或唐花、四季花、但貫鳥神妙物也、或寄冠相文之時、春用(レ)之云々、此平緒仕年人毛用、宿老人毛用、但鎌可(レ)有(二)用意(一)事也	縫	平緒	平緒	孔雀、尾長鳥、竹、桐、鳳凰、或唐花、四季花、但貫鳥神妙物	
178 筋抄	不明			紺地【割注】刺装束藍皮【割注ここまで】 古人多鎌(二)祝物(一)、唐鳥白貫若唐花能見(レ)也、此外千鳥梅若若松等多鎌之、近代鎌(二)種々新物(一)不(レ)被(二)甘心(一)事也、執扇紫纒(二)重手(一)平緒、多慶賀時用(レ)之、件平緒高麗印殿自令付給之由、見(二)宇治記(一)、御堂入道・藤原道長・平緒云々、定鎌(二)祝宮歌情(一)除、心喪平緒無(レ)鎌云々	縫	平緒	平緒		
179 筋抄	不明			白地平緒【割注】刺装束藍革【割注ここまで】 稱(二)小忌平緒(一)、著(二)小忌(一)之時用(レ)之、鎌(二)桐竹若小草等(一)、云々、-是小忌文也-平治或秘記曰、大嘗會辰日若(二)小忌平緒(一)、依(レ)無(二)其實(一)用(二)紺地(一)、人々笑旁如(レ)此、或用(レ)絳、抑小忌平緒者、白鎌(二)小忌文(一)、今度所(レ)不(二)見及(一)也	縫、鎌	平緒	平緒	桐竹若小草小忌文	
180 筋抄	不明			萌木地【割注】刺装束藍革【割注ここまで】 春用(レ)之除、予【割注】源道方【割注ここまで】見(レ)之、鎌(二)紅梅白梅等(一)	縫	平緒	平緒	紅梅白梅	
181 筋抄	不明			襷袢【割注】刺装束藍革或襷革【割注ここまで】 多者九十月用(レ)之、鎌(二)朝霞障(一)、或鎌(二)紅縷(一)、予【割注】源道方【割注ここまで】 家用來賀平緒襷袢、【割注】著(二)綾平緒藍障【割注ここまで】 具平親王平緒云々、鎌(二)菊枯野等(一)、稱(二)左土院【割注】深窓【割注ここまで】 御平緒(一)、故藤清御貞母【割注】後堀河【割注ここまで】 御運動(二)仕大符代(一)之時用(二)襷袢平緒(一)、鎌(二)貫菊白菊(一)、大嘗會【割注】平日喜祝【割注ここまで】 於(二)東御座(一) 難殿之間、右府【割注】藤原實氏【割注ここまで】 日、去御親公佐用(二)襷袢平緒(一)、土御門大納言【割注】深定通【割注ここまで】 問曰、鎌如何、答曰、朝霞障也、又問曰、裝束如何、襷革有(レ)該云々、右府曰、前後結不(レ)依(二)刺装束(一)、而用(二)襷革(一)之時、必用(二)襷革之後緒(一)云々、不(レ)得(二)其意(一)云々、【割注】首書【割注ここまで】 或人曰、襷革者藍革上ヲ染也、文貫也	縫、鎌	平緒	平緒	朝霞障紅縷菊枯野貫菊白菊朝霞障	
182 筋抄	不明			赤紐(中略) / 平治秘記曰。赤紐。連打一井一藤旁打也。有(二)下給(一)。押(レ)貝。或只所々押(二)貝計(一)。或又用二用(二)鎌物(一)。	鎌物	赤紐	不明		
183 後園念院殿装束抄	不明			知足院殿【割注】藤原忠實【割注ここまで】 仰云、白直二八紺地平緒、背革之足緒ノ刺(中略)ノ紺地也。/ 常時用(レ)之。/ 仰云。葦手平緒八紺地也。鎌者【割注】 倫子(盧印殿)御堂北政所【割注ここまで】 自令(レ)縫給云々。或脱。令(レ)付(レ)裏給云々。葦手物一具物也。若葦之時多用(レ)之。	鎌者	平緒	平緒	葦手	
184 物具装束抄	不明			寄宿【割注】 紺地二以(二)白糸(一) 鎌(二)桐竹(一)也【割注ここまで】	縫	平緒	平緒	桐竹	
185 本朝文粹	不明			繡(糸偏に繡) 繡而絳(二) 幾奪秋(一)。委瑣以置(二) 於起隊(一)。	縫		不明		
186 朝野群載	不明			鎌(二) 親自在替隨像二鎌(一)。高各五丈四尺。廣各三丈八尺四寸。	縫	親自在替隨像	宗教		

15 日の条

雑色、薄蘇芳狩衣袴、濃打衣、以色々糸縫丸文

【中右記】 嘉承元 (1106) 年 4 月 24 日の条

花柳鳥ヲ繡ヒタル花文綾ノ覆ヒ

【内裏歌合 御記】 天徳 4 (960) 年 3 月 30 日の条

藤の裾邊の織物の御几帳に、折枝を繡ひたり<sup>16)</sup>

【栄花物語】 御裳着 治安 3 (1023) 年の条

同じ色の桜の表着、藤の浮線綾の唐衣、

【松にとのみ】繡ひ物にしたり。

【狭衣物語】 卷三 (11 世紀半ば)  
(傍線筆者 以下同じ)

といった事例のように、「繡」「縫」「ぬふ」の前後に具体的な模様や物の名を配している。

また、「繡」の文字は常に刺繡の意味に使用され、「縫」の文字については、

其上敷四座一枚以糸縫之

【殿歴】 天仁 2 (1109) 年 9 月 6 日の条

のように、「紫の糸をもって文を縫う」と刺繡の意味として用いられたほか、

今日於南殿有如法百座仁王会、未尅許事始、(皇親家法)右大將以下公卿十一人參入、行事藏人弁為隆、(皇親)諸僧皇親榮勢皇親勸子、惣講師權少僧都定真、依無上臈也、呪願草今朝左衛門督被奏、(皇親)【中右記】 嘉承元 (1106) 年 6 月 22 日の条

十三日、皇親天晴、依物忌不出行、神馬如常、

於此享有此事、雖物忌不籠乘尻等、中納言參院、新御願幡八流縫進中納言奉幣如常、皇親

【殿歴】 永久 2 (1114) 年 11 月 13 日の条

のように、裁縫の意味で使用されている例もあり、刺繡を含めた針で布に糸を通す意味全般に使用されていたことが確認できた。

なお、

又請僧併給度者・布施、(皇親)神筆經・(法皇親)縫仏(勸修寺内院並奉議)基希有也、

【貞信公記】 延長 3 (925) 年 8 月 23 日の条

延長三年八月廿三日 上、供養御手書法華經及繡曼荼羅於勸修寺。

【勸修寺文書】 延長 3 (925) 年 8 月 23 日の条

廿九日、辛酉、早朝參院、奉為(皇親安子)先后被行法會、堂裝束云々、繡阿彌隨淨土曼陀羅・金泥法華經、自餘御堂雜具云々、  
【小右記】 永延元 (987) 年 4 月 29 日の条

御法事は正月にせさせたまふべければ夜を昼によるづいそがせたまふ。御仏は極樂淨土を繡ぬひ仏にさせたまふ。

【栄花物語】 つるのはやし 万寿 5 (1028) 年 1 月 22 日の条

のように、繡仏の例をみると「繡」「縫」「ぬひ」の各文字で表記されており、刺繡の意味で使用された場合、「縫」の文字と「繡」の文字の間に使い分けはなされていないことがわかる。

#### 4. 平安時代以前の刺繍

現在残っている平安時代以前の刺繍作品は、中宮寺伝来の「天寿国繡帳」、法隆寺・東大寺伝来刺繍裂が主である(表I)。それらは、その所蔵からもわかるとおり、仏教に関連するもの、献納されたものである。使用されている技法は、刺し繡、まつり繡、相良繡、また、中国の隋唐時代の刺繍に多く見られる鎖繡が主である。

文献における刺繍に関連する記述は、『日本書紀』に初見としていくつか例が見られる。例えば、武烈天皇 8 (506) 年 3 月の条には、「日夜常与官人沈湎于酒、以錦繡為席。」と、武烈天皇の豪華な生活の記述の中に、「錦繡」で彩られた席(むしろ)が見られる。また、推古天皇 13 (605) 年 4 月の条には、「十三年夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子、大臣及諸王、諸臣、共同発請願、以始造銅、繡丈六仏像、各一軀。」と、天皇の詔によって皇太子・大臣・諸王・諸臣共同の請願で銅と「繡」各々 1 軀の仏像が造られたことを記している。その他、唐の客人を迎える席での衣服に用いられている「繡」について<sup>17)</sup>や、「繡冠」のこと<sup>18)</sup>、禁式の中の制限のある技術のひとつ<sup>19)</sup>として「繡」が記されている。「繡」は多く天皇以下、皇太子・大臣・諸王・諸臣などに関わる記述の中に見られるほか、それらの人々による繡仏の製作に関する記事に見られる。

また、正倉院に所蔵される「花喰鳥文刺繍」と「孔雀文刺繍」は、それぞれ裏裂(白綾)、台裂(紫綾)が付けられており、これらの類裂が東大寺大仏開眼会や聖武天皇一周忌齋会用品として使用されたことがわかっていることから、この 2 点は日本製であると考えられている<sup>20)</sup>。使用される糸は無撚で、刺し繡を主とし、その他、所々に鎖繡や金糸を用いており、中国からの影響を強く受けていたと考えられる飛鳥時代の刺繍から少し変化した様相がうかがわれる。

#### 5. 平安時代の文献にみる刺繍の記述

##### 5-1 用途別にみる刺繍

平安時代の刺繍は、前述のとおり、実物作品の遺例はわずかである。それゆえ、その技法、用途などの実態をそこから推察するのは非常に困難であるが、文献にみる刺繍の記述は大変豊かであり、その表現は、前記の様々な文献資料に垣間見られる。

そこで、平安時代に記された刺繍が文献資料にどのように表現され、どのようなものに使用されているかを確認してみた。用途を

- ① 宗教関係
- ② 生活用品類のうち衣服以外
- ③ 衣服
  - 1 男性衣服
  - 2 女性衣服
  - 3 平緒
- ④ 用途の不明のもの

の 4 つに分類した。

①の宗教関係には、繡仏や幡、袈裟、その他経典や経帙など宗教に関するものが含まれる。「3. 刺繍に関わる言葉」ですでにあげた繡仏の例のほか、

后嘗多造<sub>二</sub>齋幡及繡文袈裟<sub>一</sub>。窮<sub>二</sub>盡妙巧<sub>一</sub>。左右不知<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>。後遣<sub>二</sub>沙門惠萼<sub>一</sub>泛<sub>二</sub>海入唐<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>繡文袈裟<sub>一</sub>。

【文徳実録】文徳天皇嘉祥 3 (850) 年 5 月 5 日の条

のように、嵯峨天后后橋夫人が繡文袈裟を自ら製作したこと、沙門惠萼を入唐させた際にその袈裟を持参させたという記述や、

弘仁二年九月廿五日資材勘録 一卷 / (中略) / 圓鏡一面 徑九寸一分、背螺鈿、緋緒、納絲縫綾箱。

【正倉院文書】弘仁 2 (811) 年 9 月 25

日の条

と、内貼裂に刺繡を施した鏡箱の記述も見ることが出来る。

以上のことから、繡仏を含め、刺繡製作の依頼主は天皇・皇后などの皇族が多く、特別な場面で刺繡という技法が選ばれ、使用されていたことがわかる。これは、飛鳥・奈良時代に見られていたのと同様の状況である。

②の生活用品類には、生活に関わる品のうち、衣服以外を分類する。打敷や覆い、帳や屏風など室内の生活用品、飾り付けられた乗物などである。

また、

其ノ覆ヒハ花紋綾ノ青末濃ニ柳ノ折枝之繡文ヲ加フ

『内裏歌合 殿上日記 (蔵人日記)』 天徳 4 (960) 年 3 月 30 日の条

打敷、覆麦の浮線綾に、卯花を繡ひたり  
『前麗景殿女御延子歌絵合』 永承 5 (1050) 年 4 月 26 日の条

とあるように、歌合や絵合のような物合の記録では、必ずと言っていいほど、刺繡がほどこされた覆いや打敷が登場する。

刺繡製品の使用者と用途に関しては、

宮の御は二藍に、雲だすき、秋の野の形を移し、薄、虫、鳥の形を色々に繡はせたまへり。

『宇津保物語』 楼の上 上 (10 世紀末)

十七日、壬戌、(中略) 候内藏寮御即位雑具焼亡一次多以焼了、就中執翳々等破損、為寛持来、見之破損有其数、本翳繡物也

『御室閏白記』 長和 5 (1016) 年 1 月 17 日の条

のように、宮 (女一宮) の御車や、後一条天皇即位のための雑具 (本翳) に使用されている事例以外にも、皇族関係者の乗物 (表Ⅲ -137) や彼らを迎える部屋の装飾 (表Ⅲ -63) に頻繁に使用されている。生活用品においては主に身分の高い人物のための設えに用いられていることがわかる。

③には衣服を分類した。③-1 は狩衣や装束など男性の衣服に関するものである。

いろいろの襖のつきづきしき繡物、括り染のさまざまさる方にをかしう見ゆ。

『源氏物語』 関屋 (1008)

(皇子内親王) (皇子内親王)  
從齋宮并姫宮被獻摺袴、振打置袴、懸風襦、(皇子) 懸風、  
且又、懸風、  
又、懸風、  
『中右記』 寛治 2 (1088) 年 11 月 11 日の条

雑色四人懸風袴、袴、懸風生折袴、懸風打衣、懸風、一人懸風子、  
子、右懸風、一人懸風子、(下毛) 懸風、  
子、懸風、左懸風 (國命殿か)  
『殿曆』 嘉承 2 (1107) 年 4 月 16 日の条

浮線綾のところどころ秋の草をつくして繡ひたる指貫

『とりかえばや物語』 吉野入山 (1183)

以上の例からは、男性の衣服において、襖・袴・狩衣・指貫などに刺繡が用いられていたことがわかり、男性の衣装であっても、款冬 (フキ) や秋の草のような華やかな模様の刺繡が用いられていたことが確認できる。

③-2 は、衣服の中でも唐衣や裳など女性のものである。これらは、女性の文学において多く見られる。

大式部のおもとの裳、唐衣、小塩山の小松原をぬひたるさま、いとおかし。大式



むつかしげなるもの <sup>ぬもの</sup>縫い物の裏  
『枕草子』 むつかしげなるもの (1001)

かつ四つの集は詞ぬもののごとくにてこ  
ころ海よりふかし  
『後拾遺和歌集』 序 (1086)

何にほどこされたものかはわからないが、『枕草子』では、刺繍の裏側がむさくるしいものの一例としてあげられ、『後拾遺和歌集』の序では、たとえて「詞(ことば)は、ぬもの(縫物)のようだ」と述べられている。「ぬもの(縫物)」と言えば読者はどのようなものかがわかり、刺繍が当時多くの人々になじみの深いものであったことがわかる。

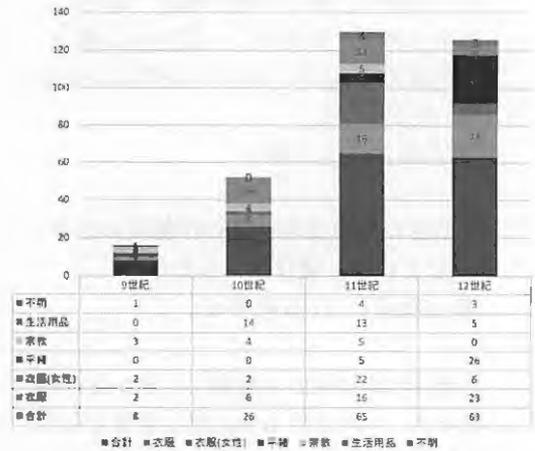
このように、平安時代において刺繍は、使用される用途が限られており、身分の高い者を中心に使用され、あまり男女の差がなかったことがわかる。

### 5-2 年代別にみる刺繍

次に、これらの用例を年代順に整理する作業を行った。その用例数は、時期ごとに大きく推移している。平安時代を区分する場合、多くは政治的観点から3期に区切られるが、今回は、用例の推移を計ることを目的とするため、単純に約100年ごとの4期に区分して、その傾向を見た。

それぞれの時期に見られる刺繍についての用例は、記述により、使用時期が明らかなものと、文献の成立年代をもってその時期を推測せざるを得ないものがある。物語についても、当時の世相や状況を反映して書かれていることが多いため、用例はその物語成立年代前後の状況を反映していると仮定して分類整理を行った<sup>23)</sup>。また、成立年代の分からないものについては、用例から除外した。その上で、100年毎に、用例を刺繍の用途で分類したものをパーセンテージ化してグラフとし、その割合の推移を確認した。(表IV)

表IV - 年代別 用例数変遷



まず9世紀においては、刺繍について記された記述は管見の限り8件と少なく、分析の対象としては弱いですが、刺繍が用途①の宗教に関連する用品に使用されている例が半数を占めた。宗教関係のものは、その注文主が嵯峨天皇后橘夫人(表I-6)などの高貴な人物であることがわかる。

10世紀となると、刺繍に関する用例は26件とふえる。打敷・覆いなど生活用品に使用されている事例がそのうち14件(54%)と約半数を占め、衣服は平緒を含む衣服全体で8件(34%)、その他は宗教関係のものが4件(15%)程度となり、他の用途に比べて生活用品への刺繍の使用が目立つようになる。

生活用品は、実用と装飾を兼ね備えたものが多く、耐摩耗性を考えれば刺繍は必ずしも最適な技法とはいえない。しかし、生活用品に刺繍が用いられている例は、その後11世紀に13件となり、12世紀には5件と継続的に使用される。使用される用途は、物合(歌合や絵合など)の装飾のための用品が刺繍使用例全体の3分の1となっており、その他、刺繍は乗物や帳、褥にも用いられているが、そのすべてが、天皇・皇后、またはそれに準ずる者を出迎えるための



これらのことから考察すると、平安時代において、宗教関係など特別な場面で特別な人物のために使用されていた刺繍は、10世紀に入り、生活用品をはじめとする身近な場面へとその使用用途を移し、11世紀に至って、衣服のようなごく実的なものへの装飾が主となっていったことがわかる。一方、特別に詠える宗教関係の品・生活用品への使用が減っていくことは、刺繍の希少性が減り、使用・製作の容易さが増して、これが一般的な技法となり人々の間に浸透していったことを示している。この時代におけるその用途変遷がその後の刺繍用途へも影響することは、明らかである。

## 6. おわりに

現在、鎌倉時代の遺物として残るものは、繡仏が主となっている(表Ⅱ)。しかし、その繡仏は、飛鳥・奈良時代に製作されたような丈の大きなものではなく、100cm程度の小型のものばかりである。鎌倉時代には、「追善・逆修の広まりとともに、故人の遺骨や毛髪などを仏像に納入したり、紙に漉き込んで写経したりすることが行われ、繡仏ではいわゆる髪繡が盛んに行われて繡仏が流行した」<sup>26)</sup>とされている。このようなことから、鎌倉時代以降の繡仏は、「貴人や近親者の追善・逆修や、あるいは念持仏として造顕されるというような、限定的、個人的な営為の性格が強かった」<sup>26)</sup>と考えられる。

平安時代において、刺繍製作が容易になり、その技術と用途が一般化されていったことは、これまで見てきたとおりである。そのことと合わせて考えれば、鎌倉時代において、庶民のものとなった仏教、そこに帰依する手段として刺繍による仏画製作が選ばれたことは、必然であり、その流れに通じるものではないだろうか。

鎌倉時代における刺繍遺物が宗教関係のものにはほぼ限られていることの理由と、平安時代において、生活用品・衣服など実的なものへと使用を広げた刺繍が、その後、どのように発展

したかを明らかにすることは、今後の研究課題としたい。

## 謝辞

本稿をまとめるにあたり、神野藤昭夫先生(跡見学園女子大学名誉教授)には、ご助言とご指導を賜りました。心より感謝申し上げます。

- 1) 新村出「広辞苑」第五版、岩波書店、1998、p.1048
- 2) 切畑健「特集日本の刺繍」「染織の美」第9号、1981、p.67には、飛鳥時代の刺繍について「刺繍にかぎらず古い時代の染織遺品はきわめて少ない。日本文化の展開を考える上で、仏教伝来のこの時代は大へん重要であるが、刺繍についてもそれまでの時代をうかがうてだては皆無にひとしく、当代(飛鳥時代：筆者加筆)を迎えて初めて文献や遺例を見出すのに注目される。それは主として仏教に関係する」と解説されている。
- 3) 重要文化財 大日如来像 鎌倉時代 13世紀 京都細見美術館蔵
- 4) 重要文化財 三昧耶幡 鎌倉時代 14世紀 奈良国立博物館蔵
- 5) 河上繁樹「日本の刺繍」「日本の染織」、京都書院、1993、p.89  
小椋順子「日本の古刺繍」源流社、1993、p.83  
「日本の刺繍－飛鳥時代から江戸時代まで－」、徳川美術館、1998、p.140
- 6) 山中裕「古記録と日記」上巻、思文閣出版、1992、pp.4-8  
文化庁、斎木一馬、岡田譲、倉田文作、田中一松、田山方南、本間薫山、米沢嘉圃編「文化財講座 日本の美術 16 古文書」、第一法規出版、1979、pp.12-19
- 7) 中国の思想書。後漢の王充(27年-1世

- 紀末)著。「日本への伝来も古く、9世紀末の『日本国見在書目』にも記事があり、(後略)」と綿本誠「論衡」、明德出版社、1983、p.37にある。
- 8) 山田勝美「論衡」、明治書院、1979、p.821
- 9) 鈴木虎雄訳「杜甫全詩集」第4巻、日本図書センター、1978、p.37
- 10) 中国の漢字字書。略して「説文」ともいう。許慎著。後漢、西暦100～121年に成立。
- 11) 段玉裁「説文解字注」、藝文印書館、1807、p.655
- 12) 源順著、正宗敦夫編「和名類聚鈔」、現代思潮社、1978、p.15
- 13) 反切とは、「広辞苑」第五版によれば、「中国で、漢字音を示すのに、他の漢字2字をかりてする法。上の字(父字または音字)の頭子音と、下の字(母字または韻字)の韻とを合わせて1音を構成するもの。(中略)切韻。」とある。この場合、「息」のx、「又」のyouを合わせ、xyouを表す。
- 14) 狩谷掖齊著、京都帝国大学文学部国文学研究室編「箋注和名類聚抄」、全国書房、1943、p.176
- 15) テキストの引用にあたり、物語については「新編 日本古典文学全集」小学館を、古記録については「大日本古記録」東京大学史料編纂所を、古文書については「平安遺文」東京堂出版、「大日本古文書家わけ文書」東京大学史料編纂所を利用した。ただし、「古今著聞集」は、「国史大系 古今著聞集・愚管抄」国史大系編修会を、「文華秀麗集」「歌合」「後拾遺和歌集」「たまきはる」「菅家文草 菅家後集詩篇」は「新日本古典文学大系」岩波書店を利用した。また、その際、漢文の割注は【割注】と【割注ここまで】ではさむ形とし、返り点については( )でかこった。和文体については底本の仮名を「表記」の列に記した。
- 16) 和文体については、底本の仮名をふりがなとして明記した。
- 17) 「壬子、召唐客於朝庭、令奏使旨。(中略)是時皇子・諸王・諸臣、悉以金髻華著頭。亦衣服皆用錦・紫・繡・織及五色綾羅。」  
小島憲之「日本書紀」新編日本古典文学全集、小学館、1994、p.559
- 18) 「是歳、制七色一十三階之冠。一曰、織冠。有大小二倍。以織為之、以繡裁冠之縁。服色並用深紫。二曰、繡冠。有大小二階。以繡為之、其冠之縁・服色、並同織冠。」  
「日本書紀」同上、p.166
- 19) 「辛丑、立禁式九十二条。因以詔之曰、「親王以下、至于庶民、諸所服用金・銀・珠玉・紫・錦・繡・綾及氍毹・冠・帶并種々雜色之類、服用各有差。」  
「日本書紀」同上、p.407
- 20) 松本包夫「正倉院裂と飛鳥天平の染織」、紫紅社、1984、p.196
- 21) “禁色”, 日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge, <http://japanknowledge.com>, (参照 2015-09-25)
- 22) 板倉寿郎、野村喜八、元井能、吉川清兵衛、吉田光邦監修「原色染織大辞典」、淡交社、1977、p.920
- 23) 物語の成立年代については、日本古典文学大事典編集委員会「日本古典文学大事典」、岩波書店、1986を参考とした。
- 24) 「ある説では、裏を付けた」とも記述されているが通常平緒に裏はない。
- 25) 松村博司「栄華物語全注釈 2」、角川書店、1985、p.374
- 26) 伊藤信二「繡仏」「日本の美術」470号、至文堂、2005、p.28